

■防災指針

◆都市再生特別措置法の改正に伴い、下記のフローに基づき、災害リスクを分析したうえで防災対策を検討し、防災指針として新たに位置づけます。



《主な取組施策》

- 浸水対策: 河川の浚渫等、稼働掘削・拡幅、ポンプ・貯留施設の整備
- 土砂対策: 急傾斜地崩壊防止施設の管理、砂防施設の整備、治山施設・森林及び林道の整備推進
- 共通対策: SNS等を活用した情報伝達手段の多様化、災害時のリアルタイム情報の提供、防災マップによる情報提供

■目標値と評価方法

◆都市機能及び居住誘導に資する施策や、計画を適切に運用するため、また、実効性の高い計画とするため、下表のとおり誘導施策・指標を定めます。

【誘導施策】

都市機能誘導	①高齢者のまちなか誘導・住み替えによる歩いて暮らせるまちづくり ②効率的な拠点間の移動の確保 ③子育て世代や新婚世帯を既存住宅団地へ呼び込み地域コミュニティを活性化 ④中心市街地などの活性化 ⑤公共施設の再構築など
居住誘導	①～③は都市機能誘導と同様 ④増加する空き家の活用 ⑤公共交通軸の質の向上

【施策指標】

区分	目標指標	基準値	現状値	目標値	位置づけ等	
都市機能誘導	都市機能誘導区域内における医療機能の立地数	4箇所	5箇所	6箇所	目標値を踏襲	
	広域連携施設の立地数	—	0拠点	3拠点	目標値を踏襲	
	教育機能の集約強化(小中一貫校等)	—	0箇所	2箇所	目標値を踏襲	
居住誘導	区域内人口	75,049人	75,195人 76,142人(次期計画の誘導区域)	72,783人	目標値を踏襲	
	区域内人口密度	51.8人/ha	51.9人/ha 49.9人/ha(次期計画の誘導区域)	48.3人/ha	目標値を踏襲	
	空き家率	9.7%	10.7%	9.7%	目標値を踏襲	
	自治会加入率	74%	65.6%	74%	目標値を踏襲	
	公共交通	地域公共交通利用率	31%	—	40%	新設
その他計画の実効性を高める指標(間接指標)	地価公示	日の里	49,100円	—	維持	新設
		自由ヶ丘	41,900円	—		
防災指針	自主防災組織の設立割合	100%	—	100%	防災指針の追加に伴い新設	
	災害発生時の避難場所を把握している市民の割合	87%	—	100%		
	浸水の重点対策地区における浸水深10cm以下となる道路延長(重要路線)の割合	87%(8,020m)	—	100%(9,140m)		
上記の効果指標	宗像市は暮らしやすいと思う市民の割合	80%	83%	90%	目標値を踏襲	

宗像市立地適正化計画(素案) 概要版(差し替え版 R6.10.23時点)

■立地適正化計画策定(改定)の目的

◆本市では、平成30年4月に「宗像市立地適正化計画」を策定し、集約型都市構造を目指してきましたが、近年、激甚化・頻発化する自然災害に対応すべく、都市再生特別措置法の改正により、立地適正化計画において「防災指針」の作成が位置づけられたことや、第3次宗像市国土利用計画等の上位計画における土地利用の方向性と整合性を図るため、立地適正化計画を改定するものです。

■立地の適正化に関する基本的な方針

◆都市計画マスタープランにおける基本理念や都市像の実現、さらには都市構造上の課題を解決するため、以下のとおり基本的な方針を定めます。

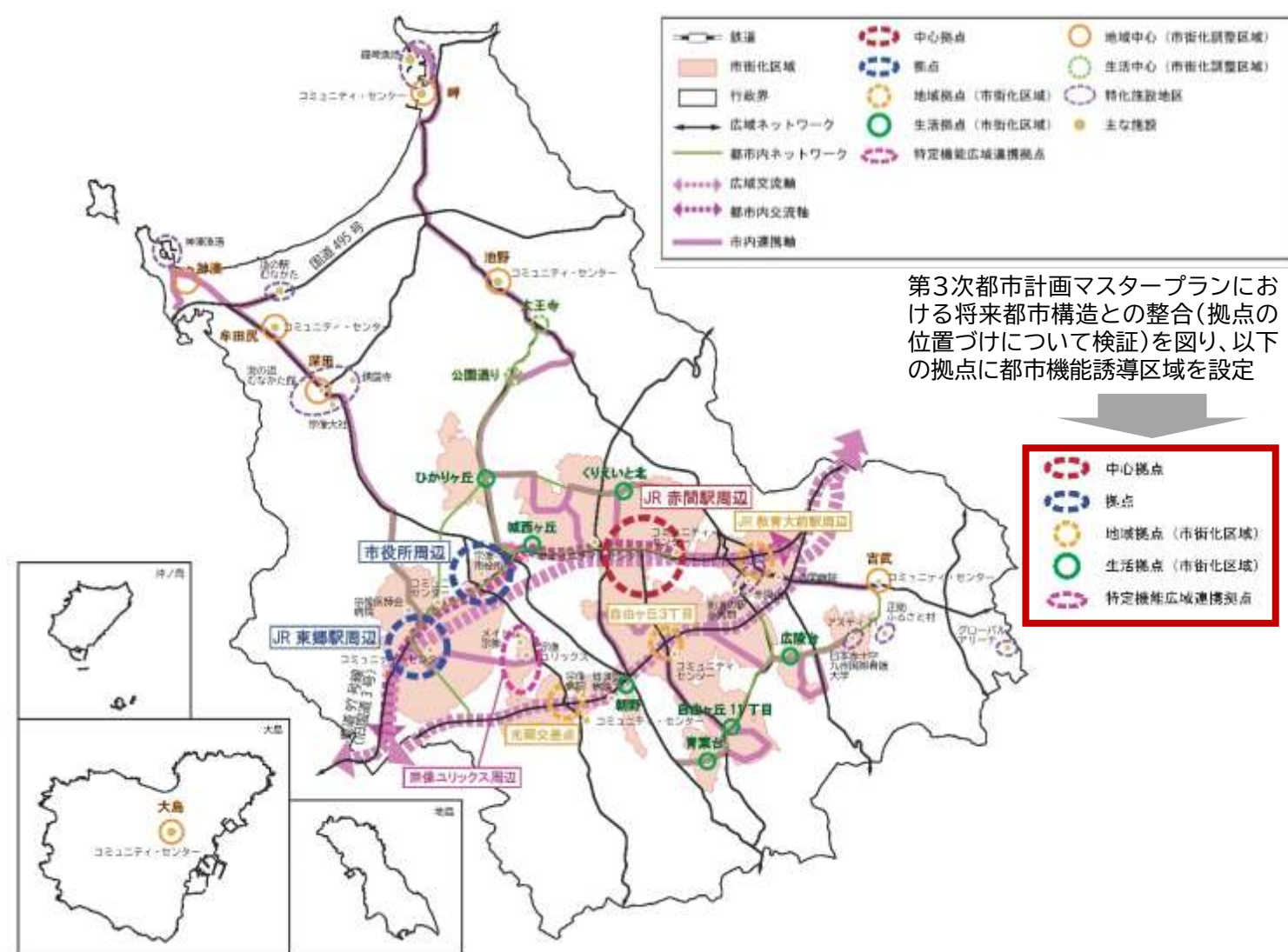
拠点設定による周辺への都市機能集積

都市機能及び公共交通の利便性が高い地域への居住誘導

拠点を連絡する公共交通の充実

災害に強いまちづくり

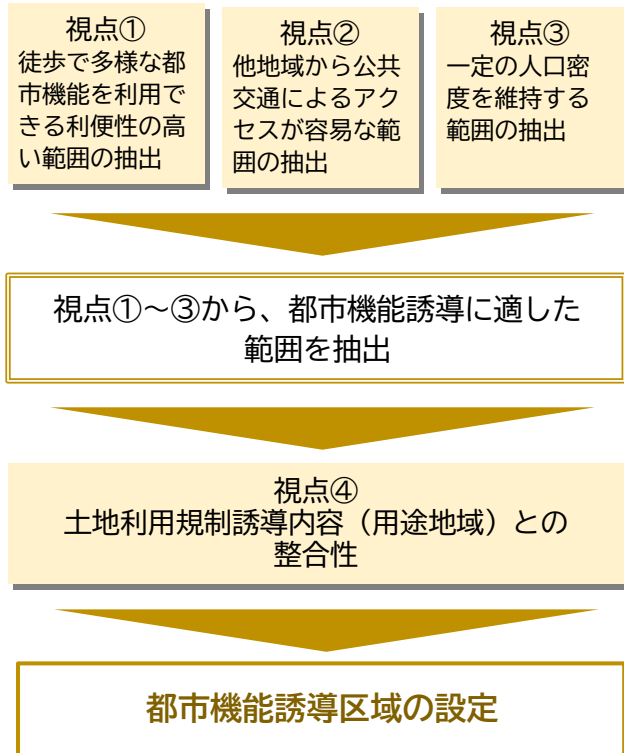
■目指すべき都市の骨格構造



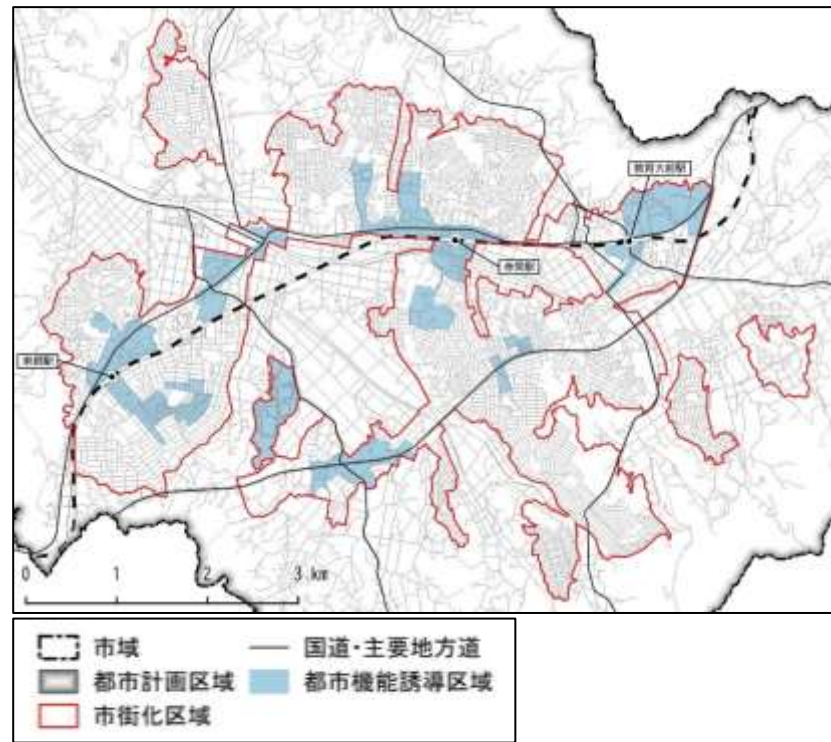
■都市機能誘導区域・誘導施設

- ◆本市では、人口が減少に転じ、高齢者数は継続的に増加すると予測されています。このため、高齢者を含めた多くの人が徒歩圏で都市機能や公共交通が利用できる「歩いて暮らせるまちづくり」が必要となっています。
- ◆都市機能誘導区域は、歩いて暮らせるまちづくりを実現するため、下記のフローに基づき、徒歩や自転車などによる移動で多様な都市機能や公共交通を利用しやすい範囲に設定します。

【都市機能誘導区域設定のフロー】



【都市機能誘導区域(案)】



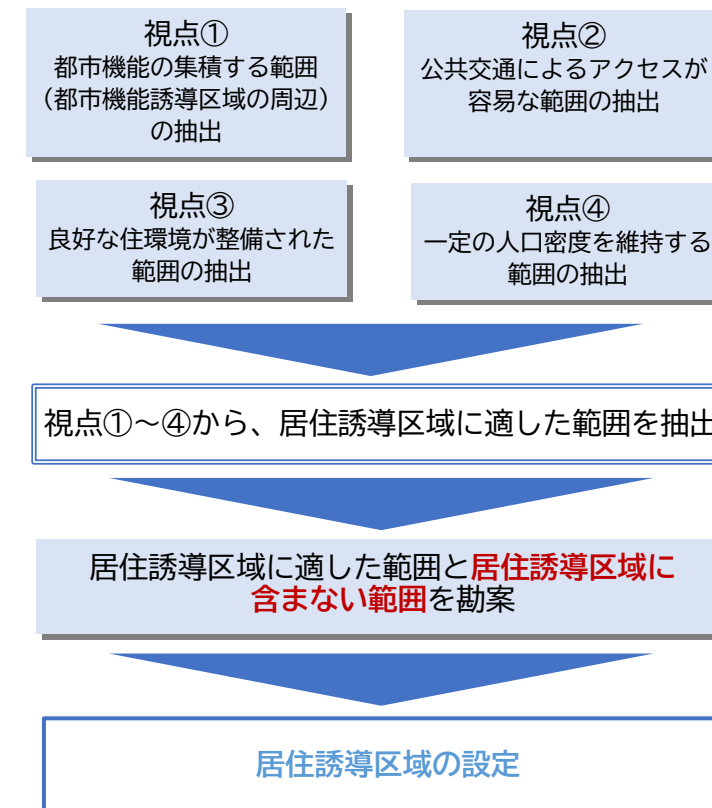
- ◆各拠点に設定した都市機能誘導区域へ誘導する施設として「誘導施設」を設定します。
- ◆誘導施設は、各拠点における現在の人口世代構成や将来の人口推計、都市機能の充足状況や配置を勘案し、各拠点の特性や方向性を確認し、下表のとおり設定します。

拠点の種類	拠点名称	各拠点における誘導施設の設定方針					誘導施設の設定					
		商業機能	医療機能	金融	子育て	行政・教育・文化	商業機能 売り場面積が3,000㎡以上の商業施設	医療機能 病院(内科または外科を有するもの)	金融 銀行、信用金庫	子育て 子育て支援センター	行政 庁舎(国、市)、市の施策として立地の方向性が示された施設	教育・文化 県立中学校、高等学校、大学、学術研究機関、文化ホール、体育館、基幹図書館
中心拠点	赤間駅周辺	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
拠点	東郷駅周辺	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	市役所周辺	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
地域拠点(市街化区域)	教育大前周辺	●	●	●	△	△	●	●	△	△	●	
	光岡交差点周辺	●	●	●	△	△	●	●	△	△	△	
	自由ヶ丘3丁目	●	●	●	△	△	●	●	△	△	△	
特定機能広域連携拠点	宗像ユリックス周辺	-	-	-	●	△	-	-	△	●		

■都市機能誘導区域・誘導施設

- ◆居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域です。
- ◆居住誘導区域は、都市全体における人口や土地利用、交通や財政の現状及び将来の見通しを勘案しつつ、区域内外にわたる良好な居住環境を確保し、公共投資や公共公益施設の維持運営などの都市経営が効率的に行われるよう定めます。

【居住誘導区域設定のフロー】



《居住誘導区域に含まない範囲》

都市再生特別措置法、同施行令により『含まないこととされている区域』

- ✓土砂災害特別警戒区域
- ✓津波災害特別警戒区域
- ✓災害危険区域
- ✓地すべり防止区域
- ✓急傾斜地崩壊危険区域

以下の区域は『原則含まないこととすべき区域』とされていますが、防災対策を講じることから、居住誘導区域に含めることとします

- ✓浸水想定区域
- ✓家屋倒壊等氾濫想定区域
- ✓土砂災害警戒区域
- ✓内水・高潮・ため池浸水想定区域

市街化区域内において市街化が進んでおらず、まとまった緑地が保全されている区域を除外する検討を行います。

- ✓市街化区域内山林現況

【居住誘導区域(案)】

